

摂南大学経営情報学部紀要「経営情報研究」発行規程

(発行目的)

第1条 経営情報学部は教員の研究成果の発表を目的として、紀要「経営情報研究－摂南大学経営情報学部論集－」を発行する。

(編集委員会)

第2条 紀要「経営情報研究－摂南大学経営情報学部論集－」を発行するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は本規程の趣旨に従い、編集発行に関する業務を行う。

(編集委員および編集委員長)

第3条 編集委員会は経営情報学部長により委嘱された委員若干名で構成し、委員長は委員から選出する。

2 編集委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(発行回数)

第4条 本誌は、原則として、年2回発行する。

(投稿資格者)

第5条 投稿資格者は次の者とする。

- (1) 本学部において教育および研究に携わる者。
- (2) 共著の場合には、少なくとも1名は上記(1)の資格を有する者でかつ筆頭者であることを要す。
- (3) 本学経営情報学研究科博士後期課程在籍者（別に定める摂南大学経営情報学部紀要発行細則に従う）
- (4) その他（編集委員会の認めた者）

(著作の種類)

第6条 本誌に掲載する著作は次のように分類し、そのいずれかに該当するものに限る。

- (1) 研究論文
- (2) 調査報告
- (3) 文献紹介、書評および資料
- (4) 学界動向
- (5) その他（編集委員会の認めたもの）

2 本誌に記載された著作物の著作権は、原則として編集委員会に帰属するものとする。

ただし、投稿者自身が自らの著作物の全文または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

(原稿および制限枚数)

第7条 本紀要に発表する原稿は他に未発表のものに限る。

- 2 原稿は横書きとし、用語は日本語、英語、ドイツ語およびフランス語とする。ただし、それ以外の言語あるいは特殊な文字および記号を用いる場合には編集委員会の了解を得ることを必要とする。
- 3 投稿者は原稿提出に際し、当該著作が第6条に定める分類のいずれに該当するかを明示するものとする。
- 4 投稿者は日本語の原稿（以下邦文原稿という）の場合は200字または400字詰原稿用紙に記載された原稿またはワープロにより作成された原稿、英語、ドイツ語およびフランス語の原稿（以下欧文原稿という）の場合はA4紙にダブルスペースで記載された原稿を提出する。ただし、ワープロにより作成された原稿の場合はフロッピーを添えることが望ましい。
- 5 投稿者は「研究論文」第6条については邦文要旨または欧文アブストラクトのいずれかひとつまたは双方を付するものとする。
- 6 原稿の枚数は原則として、次のとおりとする。

(邦文原稿)

(欧文原稿)

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 「研究論文」 | |
| 200字詰原稿用紙100枚相当 | A4ダブルスペース90枚以内 |
| —20000字以内 | |
| (図表はB5版の大きさで原稿用紙4枚分に相当する) | |
| (2) 「調査報告」 | |
| 同70枚相当—14000字以内 | 同60枚以内 |
| (3) 「文献紹介、書評および資料」 | |
| 同50枚相当—10000字以内 | 同45枚以内 |
| (4) 「学界動向」および「その他」 | |
| 同40枚相当—8000字以内 | 同35枚以内 |

ただし、上記枚数を超える場合は編集委員会の了解を得て原稿を提出することが出来る。

(校正)

第8条 校正は原則として3校までとし、投稿者の責任において行う。

- 2 校正段階における加筆および修正は印刷の進行上支障を来すため、完成原稿を提出することとする。

(原稿料および別刷の配布)

第9条 投稿者に対する原稿料の支払は行わない。ただし、掲載著作については投稿者に対し別刷を50部まで無償贈呈する。

(原稿の受理および審査)

第10条 原稿の受理日は原稿が編集委員会へ提出された日とする。

2 原稿の掲載の適否および掲載順は編集委員会で決定する。

3 原稿掲載の適否を決定するために、「研究論文」については編集委員会は委員会の議を経て査読者を定め、委員長が査読を依頼する。なお、必要に応じて査読を学部外のものに依頼することがある。

4 査読者は査読の結果を査読報告書に記載し委員長に提出しなければならない。

付 則

1. この規程は、1993年4月1日から実施する。
2. この規程に関する細部については発行の都度定められる要領による。
3. この規程の改廃は編集委員会の意見を聞き、経営情報学部長が行う。
4. この改正規程は、1995年7月15日から施行する。
5. この改正規程は、2003年10月29日から施行する。
6. この改正規程は、2007年7月18日から施行する。